

第74回 税理士試験

〔 法人税法 〕

解答速報

第74回 税理士試験 法人税法

Z-74-D [第一問] 解答

問1

1. 内容 ³
内国法人である特定同族会社の各事業年度の留保金額が留保控除額を超える場合には、その特定同族会社に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、通常の法人税の額に、その超える部分の留保金額を次の金額に区分してそれぞれの割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。
(1) 年3,000万円以下の金額 …………… 10%
(2) 年3,000万円を超え、年1億円以下の金額 … 15%
(3) 年1億円を超える金額 …………… 20%
(注) 特定同族会社に該当するかどうかの判定は、その事業年度終了の時の現況による。
2. 留保金額 ³
(1) 留保金額とは、所得等の金額のうち留保した金額から、その事業年度の法人税の額及び地方法人税の額並びに住民税の額の合計額を控除した金額をいう。
(2) 所得等の金額とは、次の金額の合計額をいう。
① その事業年度の所得の金額 ② 受取配当等の益金不算入額 等
(3) (1)に規定する留保した金額の計算については、その特定同族会社による剰余金の配当等(その決議の日が基準日等の属する事業年度終了の日の翌日からその基準日等の属する事業年度に係る決算の確定の日までの期間内にあるものに限る。以下、「期末配当等」という。)により減少する利益積立金額相当額はその基準日等の属する事業年度の留保した金額から控除し、その期末配当等がその効力を生ずる日の属する事業年度の留保した金額に加算するものとする。
3. 留保控除額 ³
次の金額のうち最も多い金額をいう。
(1) その事業年度の所得等の金額×40%
(2) 年2,000万円
(3) 期末資本金の額×25%－ 期末利益積立金額(その事業年度の所得等の金額に係る部分の金額を除く。)
4. 用語の意義
(1) 特定同族会社 ²
被支配会社で、被支配会社であることについての判定の基礎となった株主等のうちに被支配会社でない法人がある場合には、その法人をその判定の基礎となる株主等から除外して判定するものとした場合においても被支配会社となるもの(資本金の額が1億円以下であるものにあつては、期末に大法人による完全支配関係がある普通法人その他

問2(3)

1. 特別勘定
(1) 損金算入 ³
内国法人(清算中のものを除く。)が、次の要件を満たす場合において、繰入限度額以下の金額をその事業年度の確定した決算において特別勘定を設ける方法(決算確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理したときは、その経理した金額は、その事業年度の損金の額に算入する。
① 固定資産の滅失又は損壊により保険金等の支払を受けること。
② 取得指定期間内に保険金等をもって代替資産の取得(所有権移転外リース取引による取得を除く。)等をする見込みであること。
(2) 繰入限度額 ¹
$\text{保険差益金の額} \times \frac{\text{代替資産の取得等に充てようとする保険金等の額 (分母の金額を限度)}}{\text{保険金等の額} - \text{滅失経費の額}}$
2. 申告要件 ¹
上記1.の規定は、確定申告書に特別勘定の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り適用する。ただし、税務署長による宥恕がある。
V社が当期に受けた保険金の額8,000,000円は、収益の額として当期の益金の額に算入される。また、車両Yの滅失直前の帳簿価額6,000,000円及び経費の額500,000円は当期の損金の額に算入される。 ²
V社は、車両Yの滅失により保険金の支払を受け、翌期に保険金をもって代替資産である車両Zの取得をする見込みであるため、繰入限度額1,500,000円を当期の確定した決算において特別勘定を設ける方法又は決算確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した1,500,000円は、当期の損金の額に算入する。 ²

問3(1)

1. 更正の請求(原則) 1
納税申告書を提出した法人は、次のいずれかの事由に該当する場合には、その申告書に係る法定申告期限から5年(2)については10年)以内に限り、税務署長に対し、更正の請求をすることができる。
(1) その申告書に記載した税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又はその計算に誤りがあったことにより、その申告に係る納付すべき税額が過大であるとき
(2) (1)の理由により、その申告に係る欠損金額が過少であるとき、又は欠損金額の記載がなかったとき
(3) (1)の理由により、その申告に係る還付金額が過少であるとき、又は還付金額の記載がなかったとき
2. 手続 1
更正の請求をしようとする法人は、更正の請求をする理由等を記載した更正請求書を税務署長に提出しなければならない。
3. 更正の特例 2
確定申告書に記載された各事業年度の所得の金額がその事業年度の課税標準とされるべき所得の金額を超えている場合において、その超える金額のうち仮装経理に基づくものがあるときは、税務署長は、その事業年度の所得に対する法人税につき、内国法人がその事業年度後の各事業年度においてその事実に係る修正の経理をし、かつ、その修正の経理をした事業年度の確定申告書を提出するまでの間は、更正をしないことができる。
したがって、甲社は令和4年度の粉飾決算に係る修正の経理をし、かつ、その修正の経理をした事業年度(令和6年度)の確定申告書を提出した後に、税務署長に更正の請求をすべきである。 1

問3(2)

1. 更正に伴う法人税額の控除 2
内国法人の各事業年度開始の前日に開始した事業年度の法人税につき税務署長が更正をした場合において、その更正につき下記2.(1)の適用があったときは、その仮装経理法人税額は、その各事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。

問3(2)(続き)

2. 更正に伴う法人税額の還付の特例
(1) 原則 ¹
確定申告書に記載された各事業年度の所得の金額がその事業年度の課税標準とされるべき所得の金額を超え、かつ、その超える金額のうちに仮装経理に基づくものがある場合において、税務署長がその事業年度の法人税につき更正をしたときは、仮装経理法人税額は、次の(2)の適用がある場合を除き、還付しない。
(2) 特例
① 確定法人税額の還付 ¹
(1)の更正の日の属する事業年度開始の日前1年以内に開始する各事業年度の法人税の額でその更正の日の前日において確定しているもの(以下「確定法人税額」という。)があるときは、税務署長は、その更正に係る仮装経理法人税額のうちその確定法人税額に達するまでの金額を還付する。
② 5年を経過する場合等の還付 ²
(1)の適用があった内国法人(以下「適用法人」という。)について、(1)の更正の日の属する事業年度開始の日から5年を経過する日(その更正の日からその5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの間に残余財産が確定したこと等の事実が生じたときは、その確定の日等)の属する事業年度の確定申告期限が到来した場合には、税務署長は、その仮装経理法人税額(既に還付又は控除された金額を除く。)を還付する。
① 下記②の事実関係がない場合
減額される法人税額10,000,000円は、更正の日の属する事業年度(令和7年度)開始の日前1年以内に開始する各事業年度(令和6年度)の確定法人税額1,000,000円が令和7年度に還付され、令和7年度から令和11年度の法人税額からそれぞれ1,000,000円が控除され、更正の日の属する事業年度(令和7年度)開始の日から5年を経過する日の属する事業年度(令和11年度)の確定申告期限が到来する令和12年度に4,000,000円(仮装経理法人税額10,000,000円から既に還付された1,000,000円と控除された5,000,000円を除いた金額)が還付される。 ²
② 令和10年3月31日に破産手続開始の決定による解散があった場合
減額される法人税額10,000,000円は、更正の日の属する事業年度(令和7年度)開始の日前1年以内に開始する各事業年度(令和6年度)の確定法人税額1,000,000円が令和7年度に還付され、令和7年度から令和9年度の法人税額からそれぞれ1,000,000円が控除され、破産手続開始の決定の日の属する事業年度(令和9年度)の確定申告期限が到来する令和10年度に6,000,000円(仮装経理法人税額10,000,000円から既に還付された1,000,000円と控除された3,000,000円を除いた金額)が還付される。 ²

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

Z-74-D [第二問] 解 答

(1)

【資料1】

(資本金等の額の減少額)	(計算過程)
28,390,000	$85,000,000 \times \frac{38,000,000}{114,000,000} (0.334) = 28,390,000$
(利益積立金額の減少額)	(計算過程)
9,610,000 2	$38,000,000 - 28,390,000 = 9,610,000$

【資料2】

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別)	計 算 過 程
納税充当金支出事業税等 767,600 (減算) 2	1 損金経理附帯税等 延滞税 延滞金 $5,800 + 3,700 = 9,500$
損金経理法人税等 702,100 (加算)	2 損金経理納税充当金 法人税等 住民税 事業税 $2,686,100 + 345,900 + 464,800 = 3,496,800$
損金経理住民税 176,700 (加算)	
損金経理附帯税等 9,500 (加算) 2	
損金経理納税充当金 3,496,800 (加算) 2	
損金経理交通反則金 15,000 (加算)	

【資料4】

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別)	計 算 過 程
一括貸倒引当金否認 760,000 (加算)	1 貸付金 (D社) $8,500,000 - 5,000,000 = 3,500,000$
貸倒損失否認 (C社) 623,999 (加算)	2 投資有価証券 (F社株式) $12,000,000 - 5,200,000 = 6,800,000$
貸倒損失否認 (D社) 3,500,000 (加算)	3 売掛金 (G社) $9,000,000 \times 50\% = 4,500,000$
F社株式過大計上 6,800,000 (減算)	
貸倒損失認定損 4,500,000 (減算)	

【資料5】

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別)	計 算 過 程
短期外貨預金計上もれ 42,000 (加算) ②	1 短期外貨預金 R7.3.31 R6.3.31 $30,000 \text{ドル} \times (151.50 - 150.10) = 42,000$

【資料6】(続き)

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別)	計 算 過 程
(器具備品K) 減価償却超過額 234,167 (加算)	1 償却限度額 (1) $281,000 \times 0.250 = 70,250$ (2) $281,000 \times 0.07909 = 22,224$ (3) $(1) \geq (2) \quad \therefore 70,250$ (4) $70,250 \times \frac{8}{12} = 46,833$ 2 償却超過額 $281,000 - 46,833 = 234,167$
(器具備品L) 一括償却資産損金算入限度超過額 326,400 (加算) 2	$489,600 - 489,600 \times \frac{12}{36} = 326,400$
(器具備品M) 一括償却資産損金算入限度超過額 50,000 (加算) 2	$100,000 - 150,000 \times \frac{12}{36} = 50,000$

【資料7】

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別)	計 算 過 程
交際費等の損金不算入額 8,100,000 (加算) 2	1 支出交際費等の額 ランチ 一次会 $9,123,000 - 27,000 - 57,000 = 9,039,000$ 2 損金不算入額 二次会 $9,039,000 - (78,000 + 1,800,000) \times 50\% = 8,100,000$

<TAC>税24 この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

利益積立金額の計算に関する明細書

(単位：円)

区分	期首現在利益積立金額	当期の増減		差引翌期首現在利益積立金額
		減	増	
(資本金等の額)			△9,610,000	△9,610,000
未払寄附金			500,000	500,000 ²⁾
(未収入金)		3,600,000	3,600,000	0
貸倒引当金 (一括評価金銭債権)			760,000	760,000 ²⁾
売掛金 (C 社)			623,999	623,999 ²⁾
売掛金 (G 社)			△4,500,000	△4,500,000 ²⁾
売掛金 (社)				
貸付金 (D 社)			3,500,000	3,500,000 ²⁾
貸付金 (社)				
為替差 (益)			42,000	42,000
建物 (I)			107,295,835	107,295,835 ²⁾
機械装置 (J)			13,196,600	13,196,600 ²⁾
器具備品 (K)			234,167	234,167 ²⁾
(F 社株式)			△6,800,000	△6,800,000 ²⁾
(一括償却資産 (当期))			326,400	326,400
(一括償却資産 (前期))			50,000	50,000
()				
納税充当金	2,525,500	2,525,500	3,496,800	3,496,800
未納法人税及び地方法人税	△ 1,404,300	△ 2,106,400 ²⁾	中間 △ 702,100 確定 △ 2,686,100	△ 2,686,100
未納住民税	△ 353,600	△ 530,300	中間 △ 176,700 確定 △ 345,900	△ 345,900

資本金等の額の計算に関する明細書

(単位：円)

区分	期首現在資本金等の額	当期の増減		差引翌期首現在資本金等の額
		減	増	
資本金	50,000,000	20,000,000		30,000,000
資本準備金	10,000,000			10,000,000
その他資本剰余金	25,000,000	38,000,000	20,000,000	7,000,000
(利益積立金額)			9,610,000	9,610,000
()				
差 引 合 計 額	85,000,000	58,000,000	29,610,000	56,610,000 ²⁾

(2)

【資料8】

<p>(当期首の繰越欠損金の額)</p> <p>45,261,000 2</p>	<p>(計算過程)</p> <p>1 39期に使用される欠損金額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;"></th> <th style="width: 25%; text-align: center;">30期</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">35期</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">36期</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">37期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">$68,100,000 - (7,206,000 + 22,496,000 + 32,375,000) = 6,023,000$</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">$> 10,977,000 \times 50\% = 5,488,500 \quad \therefore 5,488,500$</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 当期首の繰越欠損金の額</p> <p>(1) 30期</p> <p style="padding-left: 20px;">$6,023,000 - 5,488,500 = 534,500 \rightarrow$切捨て</p> <p>(2) 31期～34期、38期</p> <p style="padding-left: 20px;">$3,650,000 + 12,723,000 + 13,377,000 + 6,911,000 + 8,600,000 = 45,261,000$</p>		30期	35期	36期	37期		$68,100,000 - (7,206,000 + 22,496,000 + 32,375,000) = 6,023,000$					$> 10,977,000 \times 50\% = 5,488,500 \quad \therefore 5,488,500$			
	30期	35期	36期	37期												
	$68,100,000 - (7,206,000 + 22,496,000 + 32,375,000) = 6,023,000$															
	$> 10,977,000 \times 50\% = 5,488,500 \quad \therefore 5,488,500$															
<p>(欠損金の当期控除額)</p> <p>13,241,500 2</p>	<p>(計算過程)</p> <p>1 欠損金額</p> <p style="padding-left: 20px;">45,261,000</p> <p>2 控除限度額</p> <p style="padding-left: 20px;">$26,483,000 \times 50\% = 13,241,500$</p> <p>3 $1 > 2 \quad \therefore 13,241,500$</p>															
<p>(欠損金の翌期繰越額)</p> <p>32,019,500 2</p>	<p>(計算過程)</p> <p>1 $12,723,000 - (13,241,500 - 3,650,000) = 3,131,500$</p> <p>2 13,377,000</p> <p>3 6,911,000</p> <p>4 8,600,000</p> <p>5 $1 + 2 + 3 + 4 = 32,019,500$</p>															

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

●合否のポイント

今回の本試験は、理論は多くの受験生が苦手とする論点で難易度が高い問題であった。計算は、すべての問を解答することは難しい問題であった。理論で規定を中心に満遍なく解答したうえで、計算で取れる部分をいかにケアレスミスなく解答できたかがポイントとなる。

●合格ライン

〔第一問〕

問1、問2(1)は理論マスターの暗記を前提として、正確な記載が必要である。また、問2(3)と問3は覚えている受験生は少ないと予想されるので解答できなくても問題はないが、問2の(3)の金額については正解したい論点であった。

ボーダー 24点以上

合格確実 31点以上

〔第二問〕

基本論点を中心であるが、ミスを生じやすい問題もあるため、満遍なく解答した上で、いかにミスをなくして解答できたかがポイントとなる。

ボーダー 36点以上

合格確実 44点以上

第一問については、条文の正確な暗記したうえで、解答要求に対し適切に解答できていたかがポイントとなる。第二問については、基本的な論点をケアレスミスなく得点を重ねられたかがポイントとなる。理論と計算の合計点として60点程度がボーダーライン、75点程度が合格確実ラインと思われる。

●税理士試験後の受験プランニング

TAC 配点での得点	答練等での成績	次年度のコース選択案
60点以上	—	次の科目に進みましょう。
55点～59点	—	次の科目に進むことをおすすめします。なお、不安な方は「年内上級演習＋上級コース」で実力維持を図りましょう。
50点～54点	平均点以上	「年内上級演習＋上級コース」で実力維持を図りましょう。なお、学習時間を確保できる方は次の科目も受講しましょう。
	平均点未満	「年内完結＋上級コース」または「ベーシックコース」で基本項目の再確認を行いましょう。
49点以下	—	「年内完結＋上級コース」または「ベーシックコース」で基本項目の再確認を行いましょう。



夏の税理士オンライン特別セミナー

～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～ 科目別攻略 Zoom セミナー

要予約

※各セミナー
先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！ 予約はこちらから

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



税理士試験は科目ごとに出題傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、それに則して講義を展開しています。当 Zoom セミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月～9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

セミナー内容

- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月～9月入学コースの紹介
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

●開催日時及び担当講師

簿記論	財務諸表論	法人税法
8/18 (日) 10:00～11:00  河井 翔太 講師	8/17 (土) 10:00～11:00  渡辺 俊宏 講師	8/22 (木) 19:30～20:30  松田 好孝 講師
所得税法	相続税法	消費税法
8/20 (火) 19:30～20:30  信澤 奈津美 講師	8/25 (日) 10:00～11:00  阿部 史生 講師	8/19 (月) 19:30～20:30  二宮 良之 講師

※質疑応答の状況によっては、セミナー時間を30分程度延長する場合があります。

～酒税・固定・事業・住民・国徴～ ミニ税法徹底比較！

TAC 税理士講座ホームページで 配信！

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



ミニ税法(酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法)は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

セミナー内容

- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

こんな方に オススメ

- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

セミナー担当講師

TAC 税理士講座講師
固定資産税

松葉 貴

配信予定:

8/9(金)～



～今が最前線！～ この夏の就活最新データ分析

要予約

※先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！ 予約はこちらから

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



税理士試験が終わって1週間。今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活にはどんな変化が起こっているのか？」「今からでも間に合う、効果的な対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから紐解いていきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今まさに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

セミナー内容

- 2024年の夏の就職説明会の傾向分析
- 今からでも間に合う効果的な対策
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

セミナー担当講師

TAC プロフェッションバンク
人材コンサルタント

小倉 亮介

開催日時:

8/13(火) 19:30～20:30



本試験の振り返りが 次のスタートに生きる!

8/12(月)
12:00より
公開予定!

①本試験後の
「受験プランニング」

②第74回税理士試験
「解答解説会」Web配信

※要申込

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/sokuhou.html



■TACのサービスをご紹介

デジタル教材

デジタル教材を活用してスマート学習!



1

移動などのスキマ時間の
学習効率UP

電車の中や外出先でも
教材を広げることなく学習できる!



2

スマホやタブレットで
教材を持ち運び

デジタル教材ならたくさんの教材を持ち運ばず、
スマホやタブレット1台で楽々持ち運び!



3

便利機能も充実

キーワード検索やマーカー機能、
メモ書き機能で暗記箇所などをポイント学習!



アウトプット教材のPDFデータ提供拡充!

- ▶ミニテスト (問題・答案用紙)
- ▶トレーニング (問題・トレーニングシート)
- ▶実力テスト (答案用紙) 等

※TAC WEB SCHOOL内の「学習フォロー」より提供

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/digital_kyouzai.html

